



北労発基 0724 第 1 号
令和 5 年 7 月 24 日

一般社団法人北海道警備業協会長 殿

厚生労働省北海道労働局長

建設工事現場における交通誘導警備に関する安全総点検について（緊急要請）

平素より労働基準行政の運営にあたり、格別なる御理解と御協力をいただいておりますことに対し感謝申し上げます。

本年 7 月 10 日、札幌市白石区の倉庫新築工事において、交通誘導警備員が後進してきた積載型トラッククレーンにひかれて死亡するという重大災害が発生しました。このほか、今年に入ってから道内では、3 月に後進中のタイヤローラーにひかれた死亡災害、5 月に後進中の積載型トラッククレーンにひかれた死亡災害が発生しており、現在まで 3 名もの交通誘導警備員の尊い命を失う憂慮すべき事態となっています。

現在、当局においては、災害原因の究明と再発防止対策の樹立のための調査及び検討を進めているところですが、工事現場で混在して作業を行う車両系建設機械や車両系荷役運搬機械等を使用する建設業者や運送業者、誘導員を配置する警備業者に対し、安全対策の徹底を期する必要があります。

については、貴団体におかれましては、会員企業に対し、当該機械を誘導する際の安全確保措置が確実に講じられているか等、下記事項に留意して安全総点検を実施していただくとともに、問題がある場合にはその改善を徹底していただくよう要請いたします。

なお、建設工事に係る発注者、建設業労働災害防止協会及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会に対して、別途要請を行っていることを申し添えます。

記

- 1 交通誘導警備員の作業や配置に係る計画段階における的確なリスクアセスメントを実施すること。
- 2 建設工事の元方事業者と協議の上、交通誘導警備員の誘導位置及び交通誘導警備員と工事用車両との接触防止措置を明確にした作業計画を作成し、その計画の内容を交通誘導警備員に徹底すること。

作業計画においては、特に工事用車両移動時の誘導者の配置、夜間の照明、立入

禁止区域の状況を明らかにすること。

- 3 交通誘導警備員が工事用車両の作業区域に立ち入る場合の合図等を定める、交通誘導警備員を建設工事の元方事業者が行う朝礼等に参加させる等、元方事業者と連携の強化を図ること。
- 4 交通誘導警備員に対し、工事用車両の運転者の死角となる場所に入らないこと、工事用車両の作業半径に立ち入ったり、旋回範囲内や吊り荷の下に立ち入ったりしないこと等の工事用車両との接触防止対策に係る安全教育を実施すること。

※ 注意喚起用リーフレットを作成いたしましたので、同リーフレットのチェックリストをご活用ください。

令和5年 警備業における死亡労働災害発生状況

(発生年月日順)

北海道労働局

No.	発 生 月	時 刻	事故 の型	起因物	災 害 発 生 概 況
1	3	17 時台	はさまれ、 巻き込まれ	締固め 用機械	片側2車線の幹線道路舗装工事現場において、一般車両の交通誘導を行っていた被災者が後進中のタイヤローラーに背後からひかれたもの。
2	5	21 時台	はさまれ、 巻き込まれ	トラッ ク	工事現場において、一般車両の交通誘導を行っていた被災者が、荷の搬入のため現場内で後進していた積載型トラッククレーンに、背後からひかれたもの。
3	7	9 時 台	交通事故 (道路)	トラッ ク	工事現場の出入口で資材の搬入に来た積載型トラッククレーンの後進を誘導していた時に、歩道と車道の段差を解消するためのスロープがずれたため、車道上でスロープを修正していたところ、停車していた積載型トラッククレーンが後進し始め、ひかれたもの。

担当：北海道労働局労働基準部安全課

主任安全専門官 納 裕美^の

電話(代)011-709-2311 内線 3551